

# 埼玉県税務職員の市町村短期派遣に関する要綱

(平成31年3月26日最終決裁)

## (目的)

第1条 この要綱は、県及び市町村共通の重要課題である個人住民税（個人の県民税及び市町村民税を総称していう。以下同じ。）の税込確保及び収入未済額の圧縮を図るため、地方税法第41条第3項に基づき、1年を超えない一定の期間、県税務職員（以下「県職員」という。）を市町村に派遣（以下「短期派遣」という。）することに関して必要な事項を定めるものとする。

## (職員の派遣)

第2条 次の各号のいずれかに該当する市町村が県職員の派遣を希望する場合において、県が派遣の必要性を認めたときは、当該市町村に県職員を短期派遣するものとする。

- (1) 個人住民税の収入未済額の圧縮が緊急に必要な市町村
- (2) 徴収事務上の特定重要課題の解決が必要な市町村
- (3) 滞納整理技術の向上に意欲のある市町村
- (4) その他、県が特に派遣の必要性を認めた市町村

## (派遣職員)

第3条 短期派遣する県職員は、前条の規定に基づき派遣を受ける市町村を所管する県税事務所（以下「所管県税事務所」という。）に属する職員の中から、次の各号のいずれにも該当する者を充てるものとする。

- (1) 特に滞納整理事務に習熟した者
- (2) 勤務成績が優秀で、かつ、心身が健康な者
- (3) 派遣先の市町村に通勤可能な範囲に居住している者

## (派遣の種類)

第4条 短期派遣の種類は次の各号のいずれかとする。

### (1) チーム型派遣

県職員が市町村に第6条第1項に定める期間及び日数駐在して当該市町村の職員とチームを編成し、個人住民税の高額事案等の滞納整理を行う。また、徴収体制や徴収対策等の課題の解決策を県職員が当該市町村に提案する。

(2) 随時型派遣

県職員が市町村に第6条第1項に定める期間及び日数駐在し、当該市町村の徴収事務の重要課題及び個別的課題の解決並びに個人住民税の個別事案の滞納整理等を行う。

ただし、県職員の業務は市町村の事務所に限らず県税事務所内において遂行することを可能とする。

(派遣する県職員の数)

第5条 派遣する県職員数は、市町村長の依頼により知事が決定する。

(派遣期間及び派遣日数)

第6条 一の派遣につき派遣期間及び派遣日数は、次の表によるものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、下表で定める派遣期間及び派遣日数を上限とし、これと異なる派遣期間及び派遣日数を定めることができる。

派遣の種類	派遣期間	派遣日数
チーム型派遣	1年	週5日 (常駐する県職員を最低1名配置する。)
随時型派遣	1年を超えない一定の期間	派遣の目的を達成するために必要な日数

2 派遣期間は、年度を超えないものとする。

(派遣職員業務計画書の作成及び派遣の依頼)

第7条 市町村長は、県職員の派遣を受けようとするときは、派遣の目的及び県職員の業務内容等について、当該市町村の区域を所管する県税事務所長（自動車税事務所長を除く。以下「所管県税事務所長」という。）と事前に協議し、別途定める派遣職員業務計画書を作成するものとする。

2 市町村長は、所管県税事務所長を経由して、別途定める派遣依頼書に派遣職員業務計画書を添えて、県職員の派遣を知事に依頼するものとする。

(派遣等の決定)

第8条 知事は、前条の規定により市町村長から依頼があったときは、これを審査し、県職員の派遣の可否を決定するとともに、所管県税事務所長を経由して、市町村長に通知するものとする。

- 2 県職員について派遣期間中に所管県税事務所に属さないこととなったとき又は事故あるときは、知事は当該職員について派遣を中止するとともに、所管県税事務所長を経由して第2条及び前項の規定に基づき派遣を受ける市町村長（以下「派遣先市町村長」という。）に通知するものとする。

（協定書の作成）

第9条 前条の規定による通知後、知事及び派遣先市町村長は、速やかに協定書（別添様式）を作成するものとし、県職員の派遣は、当該協定書に基づき行うものとする。

（給与）

第10条 県職員に対する給料及び手当については、県が負担し、県職員に支給する。

- 2 派遣先市町村長は、チーム型派遣による県職員の毎月の勤務状況等について、翌月10日までに所管県税事務所長を経由して、知事に報告するものとする。
- 3 知事は、県職員が昇給又は昇格をした場合には、次の事項を当該昇給又は昇格をした日から15日以内に派遣先市町村長に通知するものとする。
  - (1) 昇給又は昇格をした日
  - (2) 適用給料表、職務の級、号給及び給料月額

（旅費）

第11条 派遣先市町村長の命令に基づく県職員の旅行に要する経費は、派遣先の市町村が負担し、その関係規程を適用して、県職員に支給するものとする。

（服務）

- 第12条 派遣中における県職員の勤務時間については、派遣先の市町村の関係規程に定めるところによるものとする。ただし、随時型派遣の場合で、県税事務所において派遣先の市町村の滞納整理等の業務に従事するときは、県の関係規程に定めるところによるものとする。
- 2 派遣中における県職員の休日及び休暇については、県の関係規程に定めるところによるものとする。

（分限及び懲戒）

第13条 派遣中における県職員の分限及び懲戒は、その都度、知事と派遣先市町村長が協議して行うものとする。

(公務災害の補償)

第14条 派遣中における県職員の公務災害の補償は、その都度、知事と派遣先市町村長が協議して行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、短期派遣に関し必要な事項は、県と派遣先の市町村が協議して定める。

2 短期派遣に係る事務処理要領及び実施要領については、別途定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成16年8月5日から施行する。

2 次の要綱等は廃止する。

税務職員の市町村短期派遣に関する要綱

(平成11年9月20日決裁)

税務職員の市町村短期派遣に関する事務実施要領

(平成11年9月20日決裁)

税務職員の市町村短期派遣に関する事務手続

(平成11年9月20日決裁)

埼玉県税務課職員の市町村短期集中派遣に関する要綱

(平成14年7月29日決裁)

埼玉県税務課職員の市町村短期集中派遣に係る事務手続要領

(平成14年7月29日決裁)

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年1月25日から施行する。

2 この通達による取扱は、平成24年度以後の短期派遣から適用し、平成23年度の短期派遣については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年2月12日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年3月26日から施行する。

2 この通達による取扱は、平成31年度以後の短期派遣から適用し、平成30年度の短期派遣については、なお従前の例による。